

高松市告示第380号

公共下水道の供用及び当該公共下水道の終末処理場による下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公示します。

なお、同条第1項の規定による図面の縦覧は、次の6に定めるところにより行います。

令和8年6月30日

高松市公共下水道管理者

高松市長 大西 秀人

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和8年7月15日（水）
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
高松市一宮町、太田下町、香川町大野、木太町、高松町、田村町、伏石町、仏生山町の各一部の区域（別図のとおり）
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
前項に規定する区域内
- 4 供用を開始しようとする排水施設の排除方式
分流式（汚水）
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
高松市屋島西町2366番地6 東部下水処理場
高松市香西本町762番地 香東川浄化センター
- 6 下水道法第9条第1項の規定による図面の縦覧
 - (1) 期間 令和8年7月1日（水）から同月14日（火）まで（市の休日を除く。）
 - (2) 時間 午前8時30分から午後5時まで
 - (3) 場所 高松市都市整備局下水道部下水道業務課

下水道供用開始位置図

令和8年7月 供用開始 一宮町

高松市 No. 61



1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----



凡例

	下水道管渠
	下水を排除すべき区域
	下水を処理すべき区域

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

アジア航測株式会社調製

撮影 令和元年12月

1:2,500

0 100 200 300 400 500m

計画期間 高松市
 作成機関 アジア航測株式会社
 特許なく複製を禁ずる。
 「この測量結果は、国土庁職員の手書とあわせて用いたものである。
 (測量番号) 中松4回公第267号」

平成28年(平成26年)国土交通省告示第9号の規定
 に基づき1/5000縮尺
 縮尺1:5000の航空写真
 図解に準じてある測量番号は10メートル凡脚

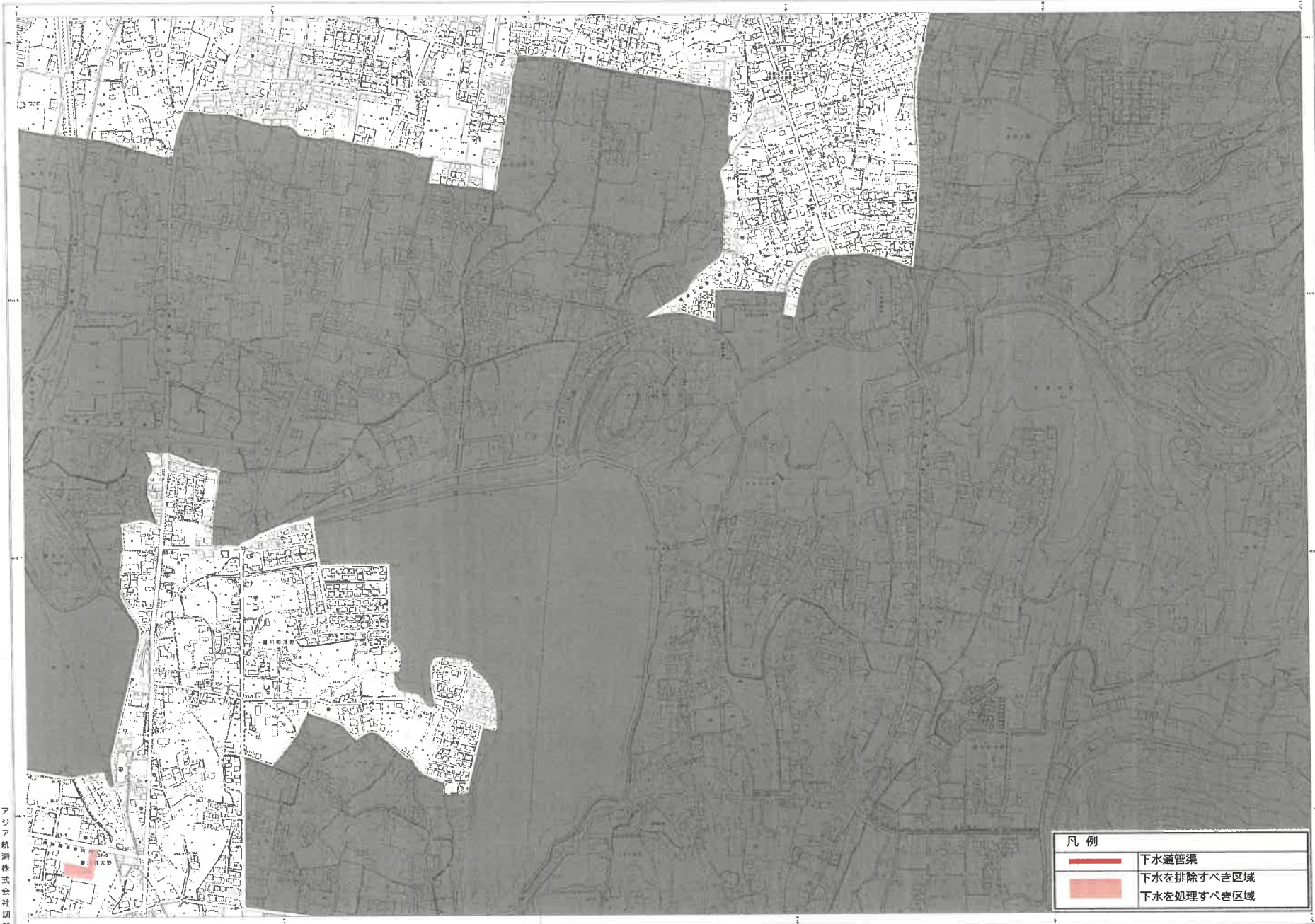
高松市建設局測量課の作成(作成者 P)
 縮尺1:5000の航空写真
 縮尺1:5000の航空写真

高松市 No. 61

下水道供用開始位置図

令和8年7月 供用開始 香川町大野

高松市 No. 70



凡例

	下水道管渠
	下水を排除すべき区域
	下水を処理すべき区域

記号

	町界
	公園
	神社
	学校
	公共施設
	商業施設
	電柱
	電線
	道路
	河川
	緑地
	水田
	畑
	雑草
	森林
	山
	谷
	崖
	池
	川
	海
	島
	橋
	トンネル
	崖
	谷
	崖
	池
	川
	海
	島
	橋
	トンネル

設計 株式会社 丸栄建設

撮影 令和元年12月

1:2,500



計画 高松市 建設局
 作成 丸栄建設 株式会社
 調査 丸栄建設 株式会社
 監修 丸栄建設 株式会社
 印刷 丸栄建設 株式会社
 発行 丸栄建設 株式会社
 発行所 高松市香川町大野
 (郵便番号) 760-0877

高松市 No. 70



凡例

	下水道管渠
	下水を排除すべき区域
	下水を処理すべき区域

記号

	1. 1号線	1. 1号線
	2. 2号線	2. 2号線
	3. 3号線	3. 3号線
	4. 4号線	4. 4号線
	5. 5号線	5. 5号線
	6. 6号線	6. 6号線
	7. 7号線	7. 7号線
	8. 8号線	8. 8号線
	9. 9号線	9. 9号線
	10. 10号線	10. 10号線
	11. 11号線	11. 11号線
	12. 12号線	12. 12号線
	13. 13号線	13. 13号線
	14. 14号線	14. 14号線
	15. 15号線	15. 15号線
	16. 16号線	16. 16号線
	17. 17号線	17. 17号線
	18. 18号線	18. 18号線
	19. 19号線	19. 19号線
	20. 20号線	20. 20号線
	21. 21号線	21. 21号線
	22. 22号線	22. 22号線
	23. 23号線	23. 23号線
	24. 24号線	24. 24号線
	25. 25号線	25. 25号線
	26. 26号線	26. 26号線
	27. 27号線	27. 27号線
	28. 28号線	28. 28号線
	29. 29号線	29. 29号線
	30. 30号線	30. 30号線
	31. 31号線	31. 31号線
	32. 32号線	32. 32号線
	33. 33号線	33. 33号線
	34. 34号線	34. 34号線
	35. 35号線	35. 35号線
	36. 36号線	36. 36号線
	37. 37号線	37. 37号線
	38. 38号線	38. 38号線
	39. 39号線	39. 39号線
	40. 40号線	40. 40号線
	41. 41号線	41. 41号線
	42. 42号線	42. 42号線
	43. 43号線	43. 43号線
	44. 44号線	44. 44号線
	45. 45号線	45. 45号線
	46. 46号線	46. 46号線
	47. 47号線	47. 47号線
	48. 48号線	48. 48号線
	49. 49号線	49. 49号線
	50. 50号線	50. 50号線
	51. 51号線	51. 51号線
	52. 52号線	52. 52号線
	53. 53号線	53. 53号線
	54. 54号線	54. 54号線
	55. 55号線	55. 55号線
	56. 56号線	56. 56号線
	57. 57号線	57. 57号線
	58. 58号線	58. 58号線
	59. 59号線	59. 59号線
	60. 60号線	60. 60号線
	61. 61号線	61. 61号線
	62. 62号線	62. 62号線
	63. 63号線	63. 63号線
	64. 64号線	64. 64号線
	65. 65号線	65. 65号線
	66. 66号線	66. 66号線
	67. 67号線	67. 67号線
	68. 68号線	68. 68号線
	69. 69号線	69. 69号線
	70. 70号線	70. 70号線
	71. 71号線	71. 71号線
	72. 72号線	72. 72号線
	73. 73号線	73. 73号線
	74. 74号線	74. 74号線
	75. 75号線	75. 75号線
	76. 76号線	76. 76号線
	77. 77号線	77. 77号線
	78. 78号線	78. 78号線
	79. 79号線	79. 79号線
	80. 80号線	80. 80号線
	81. 81号線	81. 81号線
	82. 82号線	82. 82号線
	83. 83号線	83. 83号線
	84. 84号線	84. 84号線
	85. 85号線	85. 85号線
	86. 86号線	86. 86号線
	87. 87号線	87. 87号線
	88. 88号線	88. 88号線
	89. 89号線	89. 89号線
	90. 90号線	90. 90号線
	91. 91号線	91. 91号線
	92. 92号線	92. 92号線
	93. 93号線	93. 93号線
	94. 94号線	94. 94号線
	95. 95号線	95. 95号線
	96. 96号線	96. 96号線
	97. 97号線	97. 97号線
	98. 98号線	98. 98号線
	99. 99号線	99. 99号線
	100. 100号線	100. 100号線
	101. 101号線	101. 101号線
	102. 102号線	102. 102号線
	103. 103号線	103. 103号線
	104. 104号線	104. 104号線
	105. 105号線	105. 105号線
	106. 106号線	106. 106号線
	107. 107号線	107. 107号線
	108. 108号線	108. 108号線
	109. 109号線	109. 109号線
	110. 110号線	110. 110号線
	111. 111号線	111. 111号線
	112. 112号線	112. 112号線
	113. 113号線	113. 113号線
	114. 114号線	114. 114号線
	115. 115号線	115. 115号線
	116. 116号線	116. 116号線
	117. 117号線	117. 117号線
	118. 118号線	118. 118号線
	119. 119号線	119. 119号線
	120. 120号線	120. 120号線
	121. 121号線	121. 121号線
	122. 122号線	122. 122号線
	123. 123号線	123. 123号線
	124. 124号線	124. 124号線
	125. 125号線	125. 125号線
	126. 126号線	126. 126号線
	127. 127号線	127. 127号線
	128. 128号線	128. 128号線
	129. 129号線	129. 129号線
	130. 130号線	130. 130号線
	131. 131号線	131. 131号線
	132. 132号線	132. 132号線
	133. 133号線	133. 133号線
	134. 134号線	134. 134号線
	135. 135号線	135. 135号線
	136. 136号線	136. 136号線
	137. 137号線	137. 137号線
	138. 138号線	138. 138号線
	139. 139号線	139. 139号線
	140. 140号線	140. 140号線
	141. 141号線	141. 141号線
	142. 142号線	142. 142号線
	143. 143号線	143. 143号線
	144. 144号線	144. 144号線
	145. 145号線	145. 145号線
	146. 146号線	146. 146号線
	147. 147号線	147. 147号線
	148. 148号線	148. 148号線
	149. 149号線	149. 149号線
	150. 150号線	150. 150号線

アジア航測株式会社調製

撮影 令和元年12月

1:2,500

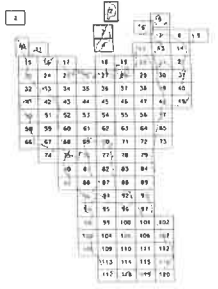


凡例

	下水道管渠
	下水を排除すべき区域
	下水を処理すべき区域

計画機関 高松市
 作業機関 アジア航測株式会社
 資料提供機関 高松市建設部
 「この測量成果は、国土庁職員の前書に基づいて得たものである
 (測量番号) 令和4回公測207号」

本図は平成14年度国土調査の成果に基づき作成
 したものであり、その後の土地利用状況
 の変化を反映していません。また、本図は
 測量成果に基づき作成されたものであり、
 測量成果の精度に依存します。



記号

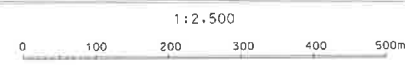
■	下水道管渠	●	マンホール
■	下水を排除すべき区域	●	マンホール
■	下水を処理すべき区域	●	マンホール

凡例

■	下水道管渠
■	下水を排除すべき区域
■	下水を処理すべき区域

アジア航測株式会社調製

撮影 令和元年12月



計画機関 高松市
 作業機関 アジア航測株式会社
 許可なく複製を禁じます。
 この複製成果は、国土情報院員の知恵をうけて得たものである
 (特許番号) 令和4回公第207号

経緯度は平成14年度国土調査成果利用目的の範囲
 による第1種複製
 用途は国土情報院の
 関係に限りしてある複製権は「0メートル」

直営の職員は複製目的の申請権(特.1)
 特許権は「0メートル」
 申請権は「0メートル」